

[illegible]

◎岡山県規則第三十九号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年四月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和三十五年岡山県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「一五、七〇〇円」を「一五、九〇〇円」に、「一四、〇〇〇円」を「一四、三〇〇円」に、「一五、一〇〇円」を「一五、二〇〇円」に、「二三、七〇〇円」を「二五、六〇〇円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第百五十三号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院を次のとおり認定した。

令和七年四月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 病院の名称及び所在地

1 名称

岡山東部脳神経外科病院

2 所在地

岡山市北区牟佐九六一一

二 認定年月日

令和七年四月一日

三 認定の有効期限

令和十年三月三十一日

一 病院の名称及び所在地

1 名称

公益財団法人大原記念倉敷中央医療機構倉敷中央病院リバーサイド

2 所在地

倉敷市鶴の浦二一六一一

二 認定年月日

令和七年四月一日

三 認定の有効期限

令和十年三月三十一日

◎岡山県告示第百五十四号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和七年四月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

こどもサポート教室「きらり」笠岡今井校

2 所在地

笠岡市今立三〇番地 三階

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社クラ・ゼミ

2 主たる事務所の所在地

静岡県浜松市中央区田町二三〇番地の一五

三 指定年月日

令和七年四月一日

四 事業所番号

三三五〇五〇〇一五七

五 サービスの種類

児童発達支援、放課後等デイサービス

◎岡山県告示第百五十五号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和七年四月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ほのぼのplus+

2 所在地

総社市駅前二丁目一二番一二号

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人雪舟福祉会

2 主たる事務所の所在地

総社市久代五一二七番

三 指定年月日

令和七年四月一日

四 事業所番号

三三五〇八〇〇二二七

五 サービスの種類

児童発達支援、放課後等デイサービス

◎岡山県告示第百五十六号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和七年四月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

デイサービスという

2 所在地

瀬戸内市邑久町山田庄五四一―八

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社こすもす

2 主たる事務所の所在地

岡山市中区四御神一二九番地六

三 指定年月日

令和七年四月一日

四 事業所番号

三三五―二〇〇〇四七

五 サービスの種類

児童発達支援

◎岡山県告示第百五十七号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和七年四月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

パステルちやいんどケアハウス

2 所在地

備前市吉永町三股二六

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人ふれあいサポートちやていず

2 主たる事務所の所在地

備前市日生町日生八八六番地

三 指定年月日

令和七年四月一日

四 事業所番号

三三五一一〇〇〇六四

五 サービスの種類

保育所等訪問支援

◎岡山県告示第百五十八号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の二十四第四項の規定により、次の指定通所支援の事業を廃止する旨の届出があった。

令和七年四月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

児童発達支援センターキッズみのり

2 所在地

津山市二宮九一八

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人津山みのり学園

2 主たる事務所の所在地

津山市二宮九九一五

三 廃止年月日

令和七年三月三十一日

四 事業所番号

三三五〇三〇〇〇七九

五 サービスの種類

放課後等デイサービス

◎岡山県告示第百五十九号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の二十四第四項の規定により、次の指定通所支援の事業を廃止する旨の届出があった。

令和七年四月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

わかくさ放課後等デイサービス

2 所在地

久米郡美咲町打穴下四一二―五

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人中央福祉会

2 主たる事務所の所在地

久米郡美咲町錦織二三五七―一

三 廃止年月日

令和七年三月三十一日

四 事業所番号

三三五三八〇〇〇五九

五 サービスの種類

放課後等デイサービス

◎岡山県告示第百六十号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の二十第四項の規定により、次の指定通所支援の事業を廃止する旨の届出があった。

令和七年四月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

多機能型事業所つばめ

2 所在地

勝田郡勝央町黒土一六七―二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社サンライフ

2 主たる事務所の所在地

美作市湯郷一四三―八

三 廃止年月日

令和七年三月三十一日

四 事業所番号

三三五三六〇〇〇六一

五 サービスの種類

児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援

◎岡山県告示第百六十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和七年四月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

デイサービスセンター 和（なごみ）の里

2 所在地

岡山県浅口郡里庄町里見五二七九番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人大和会鴨方整形外科

2 所在地

岡山県岡山市中区東山三丁目四番一〇号

三 指定年月日

令和七年四月一日

四 介護保険事業所番号

三三七二七〇一二〇五

五 サービスの種類

通所介護

◎岡山県告示第百六十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項及び第百十五条の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和七年四月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

株式会社 福屋本店

2 所在地

岡山県井原市井原町五一四―一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社福屋本店

2 所在地

岡山県井原市井原町五一四―一

三 廃止の届出を受理した年月日

令和七年三月二十六日

四 介護保険事業所番号

三三七〇七〇〇二五八

五 サービスの種類

福祉用具貸与

介護予防福祉用具貸与

特定福祉用具販売

特定介護予防福祉用具販売

◎岡山県告示第百六十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和七年四月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 事業所の名称及び所在地
- 1 名称
- よしながホームヘルプステーション
- 2 所在地
- 備前市吉永町三股一九
- 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地
- 1 名称
- 社会福祉法人備前市社会福祉協議会
- 2 主たる事務所の所在地
- 備前市東片上一二六
- 三 廃止年月日
- 令和七年三月三十一日
- 四 事業所番号
- 三三一一〇〇〇八九
- 五 サービスの種類
- 居宅介護、重度訪問介護

◎岡山県告示第百六十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和七年四月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 事業所の名称及び所在地
 - 1 名称 ケアサークル井原ホームヘルプサービスセンター
 - 2 所在地 井原市井原町一二〇五―一〇
- 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地
 - 1 名称 ケアサークル井原企業組合
 - 2 主たる事務所の所在地 井原市井原町一二〇五―一〇
- 三 廃止年月日 令和七年三月三十一日
- 四 事業所番号 三三一〇七〇〇〇九五
- 五 サービスの種類 居宅介護

◎岡山県告示第百六十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和七年四月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 事業所の名称及び所在地
 - 1 名称 日生居宅介護事業所
 - 2 所在地 備前市日生町日生六三〇
- 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地
 - 1 名称 社会福祉法人備前市社会福祉協議会
 - 2 主たる事務所の所在地 備前市東片上一二六
- 三 廃止年月日 令和七年三月三十一日
- 四 事業所番号 三三一一〇〇一一三
- 五 サービスの種類 居宅介護、重度訪問介護

◎岡山県告示第百六十六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第七十条第三項の規定により、次のとおり内水面における第五種共同漁業の免許を受けた者の定める遊漁規則の変更を認可した。

令和七年四月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 漁業権者の名称及び所在地

- 1 名 称 児島湾淡水漁業協同組合
2 所在地 岡山市南区市場一丁目一番地

二 漁業権の免許番号

内共第十八号及び第十九号

三 認可に係る変更の内容

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県農林水産部水産課並びに岡山市、倉敷市及び玉野市の各市役所に備え置いて縦覧に供する。）

四 変更後の遊漁規則の施行の日

令和七年四月一日

一 漁業権者の名称及び所在地

- 1 名 称 児島湾淡水漁業協同組合
2 所在地 岡山市南区市場一丁目一番地

二 漁業権の免許番号

内共第二十号及び第二十一号

三 認可に係る変更の内容

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県農林水産部水産課並びに岡山市、倉敷市及び玉野市の各市役所に備え置いて縦覧に供する。）

四 変更後の遊漁規則の施行の日

令和七年四月一日

◎岡山県告示第百六十七号

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第十条第一項及び第二十六条第一項の規定により、宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域を次のとおり指定する。

令和七年四月一日

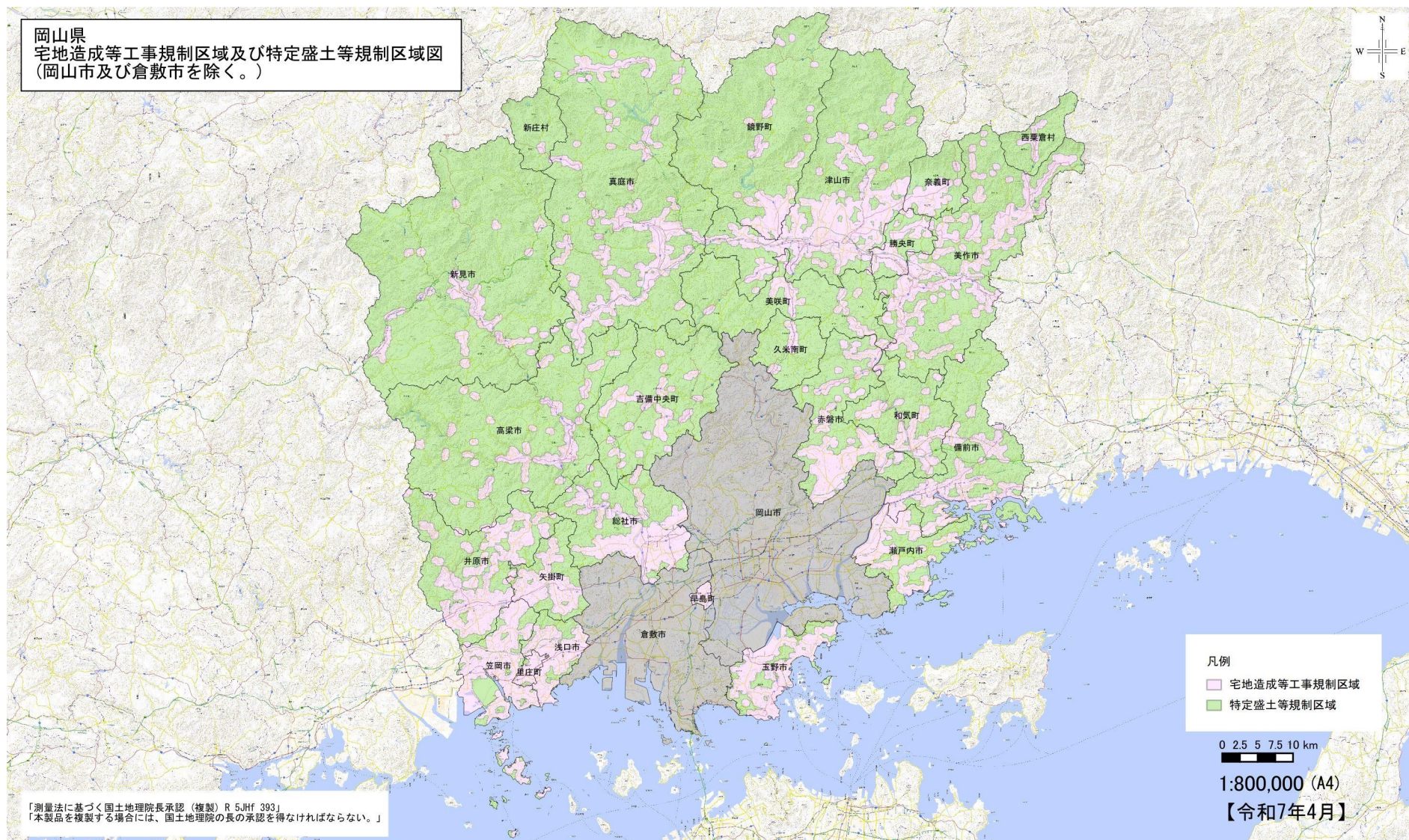
岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 区域の表示

別図のとおり

二 指定年月日

令和七年四月一日



〔一二五〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和七年四月一日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び予定数量
岡山県庁舎で使用する電気
使用予定電力量5,067,000キロワット時（16ヶ月間）
- (2) 仕様等
入札説明書による。
- (3) 納入期間
令和7年8月1日から令和8年11月30日まで
- (4) 納入場所
岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県庁舎
- (5) 入札方法
入札に当たっては、入札説明書に示す方法に従って計算した、16ヶ月間の総価で入札に付することとし、消費税額及び地方消費税の額を含めない金額を入札金額とすること。
- (6) その他

(1)の使用予定電力量は、令和6年3月から令和7年2月までの使用実績等に基づき、将来的な計画を考慮して設定している。ただし、気象条件等により変動する。

2 競争入札参加資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和7年度において県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和6年岡山県告示第27号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分がAであるものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）の規定による入札参加の停止の措置を受けていないこと。
- (4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県物品の売買、修理及び役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領の規定による入札参加除外の措置を受けていないこと。
- (5) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けていないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (8) 二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入及び省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組並びに地域における再

エネの創出・利用の取組に関し、入札説明書で示す入札参加条件を満たしている者であること。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき令和7年4月21日午後4時までに申請手続を行うこと。

申請書の入手先、提出先及び申請に関する問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班（岡山県庁本庁舎地下1階）

電話（086）226-7537（直通）

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県総務部財産活用課庁舎営繕班（岡山県庁本庁舎4階）

電話（086）226-7238（直通）

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和7年4月1日（火）から同月28日（月）まで（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付方法

(1)の場所において交付する。また、岡山県総務部財産活用課のホームページからもダウンロードすることができる。（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/10/>）

(3) 入札及び開札の日時及び場所

令和7年5月26日（月） 午後2時（郵送等による入札書の受領期限は、同月23日午後5時）

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県庁地下1階用度課入札室

5 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を4(3)の期限までに提出する以外に、一般競争入札（条件付）参加申出書及び入札説明書で指定する必要書類を令和7年4月28日（月）午後5時までに、4(1)の場所に提出しなければならない。

また、入札者は、開札日の前日までの間において、提出した書類等に関し契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金
免除

(3) 契約保証金
岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札の無効
この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否
要

(6) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約における特約事項

当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があつた場合は、県は、この契約を解除することができるものとする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

Electricity for Okayama Prefectural Government Office main building and several other buildings
5, 067, 000kWh (16 months)

(2) Delivery period :

From 1 August, 2025 through 30 November, 2026

(3) Delivery place :

Okayama Prefectural Government Office
2－4－6 Uchisange, Kita－ku, Okayama－shi

(4) Time limit for tender :

2:00 P.M. 26 May , 2025 (by mail 5:00 P.M. 23 May , 2025)

(5) Contact point for the notice :

Property Utilization Division, Department of General Affairs, Okayama Prefectural Government
2－4－6 Uchisange, Kita－ku, Okayama－shi, Okayama－ken, 700－8570 Japan

TEL 086－226－7238 (direct dialing)

〔一二六〕農地法（昭和二十七年法律第二百一十九号）第四十一条第一項の規定により、岡山県農地中間管理機構（公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団）から農地を利用する権利の設定に関し裁定の申請があった。

令和七年四月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

所在及び地番		地目	面積（平方メートル）
高梁市川上町下大竹二二九番二		畑	七七六
高梁市川上町下大竹六三〇番二		畑	九四八

二 申請に係る農地の利用の現況
農地所有者が死亡しており、耕作の事業に従事する者が不在となることが確実と認められる。

三 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細
裁定手続後に、岡山県農地中間管理機構（公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団）から借受希望者に農地を貸し付ける。

四 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額及びその支払の方法

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額	補償金の支払の方法
令和七年六月一日 権利の始期から令和十二年五月三十一日まで		八、六二〇円	農地を利用する権利の始期までに岡山地方法務局高梁支局に供託する。

五 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等（農地法第三十二条第一項に規定する所有者等をいう。）は、知事に意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和七年四月十四日（月）

2 提出先

岡山県農林水産部農村振興課

3 記載事項

- (1) 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- (2) 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容
- (3) 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画
- (4) 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
- (5) 意見の趣旨及びその理由
- (6) その他参考となるべき事項

〔一二七〕農地法（昭和二十七年法律第二百一十九号）第四十一条第一項の規定により、岡山県農地中間管理機構（公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団）から農地を利用する権利の設定に関し裁定の申請があった。

令和七年四月一日

一 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積
岡山県知事 伊原木 隆 太

所在及び地番		地目	面積（平方メートル）
岡山市東区西祖二七八番		田	六三一

二 申請に係る農地の利用の現況
農地所有者が不明であり、耕作の事業に従事する者が不在となることが確実と認められる。

三 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細
裁定手続後に、岡山県農地中間管理機構（公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団）から借受希望者に農地を貸し付ける。

四 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額及びその支払の方法

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額	補償金の支払の方法
令和七年六月一日 和十二年五月三十一日まで	権利の始期から令和十二年五月三十一日まで	三、一五五円	農地を利用する権利の始期までに岡山地方法務局に供託する。

五 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等（農地法第三十二条第一項に規定する所有者等をいう。）は、知事に意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和七年四月十四日（月）

2 提出先

岡山県農林水産部農村振興課

3 記載事項

- (1) 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- (2) 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容
- (3) 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画
- (4) 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
- (5) 意見の趣旨及びその理由
- (6) その他参考となるべき事項

〔一二八〕農地法（昭和二十七年法律第二百一十九号）第四十一条第一項の規定により、岡山県農地中間管理機構（公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団）から農地を利用する権利の設定に関し裁定の申請があった。

令和七年四月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
岡山市東区西祖三七九番	田	三八二
岡山市東区西祖三八〇番	田	二、五八一
岡山市東区西祖三九一番	田	一、六一〇

二 申請に係る農地の利用の現況

農地所有者が死亡しており、耕作の事業に従事する者が不在となることが事実と認められる。

三 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、岡山県農地中間管理機構（公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団）から借受希望者に農地を貸し付ける。

四 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額及びその支払の方法

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額	補償金の支払の方法
令和七年六月一日 和十二年五月三十一日まで	権利の始期から令和十二年五月三十一日まで	二二、八六五円	農地を利用する権利の始期までに岡山地方方法務局に供託する。

五 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等（農地法第三十二条第一項に規定する所有者等をいう。）は、知事に意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和七年四月十四日（月）

2 提出先

岡山県農林水産部農村振興課

3 記載事項

(1) 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

(2) 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容

(3) 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画

(4) 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

(5) 意見の趣旨及びその理由

(6) その他参考となるべき事項

〔一二九〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の三第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事が完了した旨の届出があった。
令和七年四月一日

事業主体	地区名	岡山県知事	伊原木 隆 太	完了年月日
児島湾土地改良区	北七区支線61号	かんがい排水		令和七・三・七
〃	西七区6号樋門	〃		令和七・三・七
〃	錦東32―1樋門	〃		令和七・三・一
〃	錦六区横11南樋門	〃		令和七・三・一
〃	桜川北沖2番川樋門	〃		令和七・三・一
〃	川張潮廻し1号樋門	〃		令和七・三・一
〃	宗津川丘2番交差東樋門	〃		令和七・三・一
〃	西七区1号	用排水施設整備		令和七・三・一二
〃	北七区支線74号	〃		令和七・三・一二

〔一三〇〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、岡山県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和七年四月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

瀬戸内市邑久町福中、長船町福岡及び長船町福里地内	測量区域
公共測量（水準測量）	測量の種類
令和七年二月二十六日	終了年月日

〔一三一〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、備前県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和七年四月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

測量区域	備前市吉永町高田 地内
測量の種類	公共測量（基準点測量）
終了年月日	令和七年三月十七日

〔一三二〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、備前県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和七年四月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	備前市日生町日生 地内
測量の種類	公共測量（基準点測量）
終了年月日	令和七年二月二十六日

〔一三三〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、備前県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和七年四月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

測量区域	測量の種類	終了年月日
赤磐市下仁保地内	公共測量（数値地形図作成）	令和七年三月十九日

〔一三四〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、岡山市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和七年四月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山市東区瀬戸町 肩脊地内	測 量 区 域
公共測量（基準点測量）	測 量 の 種 類
令和七年三月十七日	終 了 年 月 日

〔一三五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和七年四月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市北溝手字荒神元三九五番四、三九五番六、三九五番一〇、三九五番一二

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市清音上中島三七八番地一三

中園 真理

三 許可年月日及び許可番号

令和六年十二月九日岡山県指令建指第三三六号

〔一三六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和七年四月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市真壁字烏田三八八番一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

井原市下出部町二丁目九番地一四レジデンス久安三〇一号

宍戸 尚光

三 許可年月日及び許可番号

令和七年二月二十七日岡山県指令建指第三九五号